

(第14条関係)

## 鳥取県有機農産物等認証業務者研修実施規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第14条の規定に基づき、県の有機農産物等の認証業務を行う者の育成と知識の向上を目的に行う研修に関する事項について規定する。

(対象者)

第2条 研修の対象者は、検査員、判定員及び認証に係る事務に従事する者（以下「事務員」という。）とする。

(研修内容)

第3条 研修内容は次のとおりとする。

- (1) JAS関係法令に関すること
- (2) 有機農業等全般に関すること
- (3) 認証業務に関すること
- (4) その他必要な事項

(研修の実施)

第4条 県は、毎年度少なくとも1回以上研修を行う。

(研修の方法)

第5条 研修は、生産現場を含め必要に応じた場所で開催する。

- 2 講師については基本的に県担当職員とするが、必要に応じて外部の講師を招くものとする。
- 3 県は、(一社)日本農林規格協会等の他団体が主催する講習会への研修対象者の参加をもって、県が主催する研修に参加したものとみなすことができる。

(管理)

第6条 県は、研修履歴を記録し管理する。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月19日から施行する。